

合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの

証明に係る事業者認定実施要領

大分県木材協同組合連合会
平成28年 1月18日作成
平成30年12月 1日改正
令和 7年 1月31日改正

第一 目的

本実施要領は、大分県木材協同組合連合会（以下「当団体」という。）が平成18年7月21日に作成し、公表した「違法伐採対策に係る大分県木材協同組合連合会行動規範」及び平成25年2月1日に作成し、公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」（以下「行動規範」という。）で規定する「合法性・持続可能性の証明及び発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

1 林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「合法性ガイドライン」という。）に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明及び林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「発電利用ガイドライン」という。）に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法により発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。

また、国内木質バイオマスに係るライフサイクルGHG算定に必要な情報（以下、「GHG関連情報」という。）の収集・管理・伝達を行う事業者については、本ガイドラインに基づくGHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けなければならない。

2 本実施要領にもとづく認定は原則として当団体の会員及び会員たる木材協同組合に所属する組合員（以下「所属員」という。）を対象とし、会員及び所属員外については必要に応じて認定の対象とする。

第三 事業者認定申請及び認定手数料

1 本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、様式1のアで定める事業者認定申請書を、認定日（年2回（4月1日、10月1日）の1ヶ月前までに当団体へ提出しなければならない。

なお、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含まない場合の申請書は様式1のア（1）、含む場合は、様式1のア（2）とする。

2 前項の認定申請等に伴う手数料は、別記1のとおりとし、当団体の請求に応じて支払うものとする。なお、認定されなかった場合の認定手数料は不要とするほか、支払期限までに手数料の納付がない場合の申請は無効とすることができる。

第四 審査及びその結果の通知

- 1 当団体は、本実施要領に基づく事業者の認定のため、当団体の代表理事（理事長）が指名する審査委員からなる審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された事業者認定申請書の内容について、本実施要領第五の認定要件、合法性ガイドライン及び発電利用ガイドラインの趣旨に基づき、厳正に書類審査を実施するものとする。なお、必要がある場合は現地審査を実施する。
ただし、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る初回の認定については現地審査を実施することとする。これに関し、審査の効率化等の観点から、オンライン会議システム等を活用して行うことができることとする。
- 3 当団体は、審査委員会の審査結果を申請者に通知するものとする。

第五 事業者の認定要件

認定事業者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- 1 合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明共通（分別管理）
 - ①合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品（以下「合法木材」という。）及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材・木材製品（以下「その他の木材」という。）を分別して保管することが可能な場所を確保していること。
 - ②入出荷、加工、保管の各段階において合法木材と発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつその他の木材とが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。（帳票管理）
 - ③合法木材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
 - ④関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。（責任者の選任）
 - ⑤本取組の責任者が1名以上選任されていること。
- 2 発電利用に供する木質バイオマスの証明（木材（原木）・木製品の取扱実績）
 - ① 第二の2の会員及び所属員外の事業者の新規認定については、原則林業従事者とし、スギ・ヒノキの年間取扱実績が五百m³以上あること。（GHG関連情報の管理等）
 - ②国内木質バイオマスのGHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG 関連情報のある木質バイオマスの管理に必要な保管場所を有していること。また、責任者が選任されており、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る方法が定められていること。

第六 事業者認定書の交付及び公表

- 1 当団体は認定事業者に対して、様式2で定める「事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号（GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者については、その旨が判別できる番号とする。）、認定年月日を当団体のホームページ等に公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年とする。
- 3 事業者認定書を交付後、認定書記載事項に変更が生じた場合には、認定事業者は速やかに様式3で定める「事業者認定書記載事項変更届」により届けるものとする。
- 4 紛失等の理由による認定証の再交付を希望する場合は、様式4で定める事業者認定証書の再交付申請書を当団体へ提出しなければならない。
- 5 前項の再交付申請に伴う手数料は、別記1のとおりとし、申請時に支払うものとする。

第七 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、合法木材及び発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び合法木材あるいは発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスであることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
GHG関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG関連情報も記載する。
- 2 なお、別途証明書を作成する場合の証明書の様式例は、様式5とする。

第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、合法木材及び発電利用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱等にかかる前年度分の実績を様式6により毎年6月末までに、当団体へ報告する。
- 2 当団体は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立ち入り検査

当団体は、必要に応じて、認定事業者による合法木材等の取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、当団体から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど当団体に協力しなければならない。

団体は、検査において適正でない事項が認められた場合は、認定事業者に対して、期間を定めて是正を指導する。

なお、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者に対しては、必要に応じ、関係書類の内容等を確認することができるものとする。

第十 認定事業者の取り消し

- 1 当団体は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を団体のホームページ等に公表するものとする。
 - ① 証明書の記載事項（GHG 関連情報を含む。）に虚偽があったとき。
 - ② 認定事業者から認定の取消申請があったとき。
 - ③ 団体が認定事業者には是正を求めた事項が解消されないとき。その他認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。
 - ④ 第八の1の報告がないとき。
 - ⑤ その他、審査委員会が認定事業者として不適と認めたとき。
- 2 当団体は、認定を取り消したときは、様式7で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

第十一 事業者認定の継続・追加

- 1 事業者認定の継続（継続時に GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を追加で受ける場合を含む）を希望する事業者は、有効期間の満了する1ヵ月前までに、様式1のイで定める事業者認定申請書（継続・追加）を当団体へ提出しなければならない。
- 2 認定書の有効期間内に GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を追加申請する事業者は、様式1のイで定める事業者認定申請書（継続・追加）を当団体へ提出しなければならない。
- 3 継続・追加の認定申請に係る審査及びその結果の通知については、本実施要領「第四 審査及びその結果の通知」に準じて実施するものとする。
- 4 継続・追加の認定に係る手数料は、継続・追加の認定がされなかった場合は返納する。

附則

- 1 本実施要領は、平成28年1月18日から施行する。
- 2 本実施要領施行以前に、旧要領に基づき提出している事業者認定申請書については、本実施要領により申請書を提出したものとして取り扱う。
- 3 本実施要領は、令和7年1月31日から施行する。

別記1 「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定等手数料

① 合法性・持続可能性の証明のみを受けようとする事業者（以下「合法木材供給事業者」という。）及びその継続に係る認定手数料

〔認定手数料〕 1 万円

※ただし、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定を受けている者が新たに当該事業者認定の受けようとする場合は、不要とする。

〔認定継続手数料〕 5 千円

② 発電利用に供する木質バイオマスの証明のみを受けようとする事業者及びその継続・追加に係る認定手数料（GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含む）

〔認定手数料〕

会員・所属員 2 万円

上記以外 5 万円

※ただし、合法木材供給事業者の認定を受けている者が新たに当該事業者認定を受けようとする場合は、当該事業者認定手数料から既に納付している合法木材供給事業者の認定に係る手数料を差し引いた額とする。

〔認定継続・追加手数料〕

会員・所属員 1 万円

上記以外 2 万5千円

③ 合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明の両方を受けようとする事業者及びその継続・追加に係る認定手数料（GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含む）

〔認定手数料〕

会員・所属員 2 万円

上記以外 5 万円

〔認定継続・追加手数料〕

会員・所属員 1 万円

上記以外 2 万5千円

④ 合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書の再交付手数料

〔認定書再交付手数料〕 2 千円

⑤ 現地調査費

事業者認定に際し、現地調査等が必要な場合は実費を徴収。

注) 実費とは、現地調査に要する日当、通行料等をいい、当団体の定めるところによる。

事業者認定申請書

年 月 日

大分県木材協同組合連合会
代表理事 殿

(申請者)
事業者の所在地
事業者の名称
代表者の氏名 印
電話番号

貴団体の認定を得て木材・木製品の合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいので、「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 認定を受けようとする証明 () 合法性・持続可能性の証明
() 発電利用に供する木質バイオマスの証明
- 2 創業年、従業員数 年、 人
- 3 取り扱う木材(原木)・木製品の主要品目、年間取扱量
木材(原木) m³
内訳：杉 m³、桧 m³、その他 m³
木製品 m³
内訳：製材品 m³、チップ m³、その他 m³
- 4 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況(別添のとおり)
- 5 分別管理及び書類管理の方針(別添の事例1-1、2-1、3-1を参照)
- 6 その他

注)・上記1で認定を受けようとする証明に○(両方の場合は両方に○)を囲んでください。
・上記6その他には、資格(ISO、JAS等)を持っていれば記入してください。

様式1のア(2)

事業者認定申請書

年 月 日

大分県木材協同組合連合会

代表理事 殿

(申請者)

事業者の所在地

事業者の名称

代表者の氏名

電話番号

印

貴団体の認定を得て木材・木製品の合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいので、「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

今回の申請には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

- 1 認定を受けようとする証明 () 合法性・持続可能性の証明
() 発電利用に供する木質バイオマスの証明
- 2 創業年、従業員数 年、 人
- 3 取り扱う木材(原木)・木製品の主要品目、年間取扱量
木材(原木) m³
内訳：杉 m³、松 m³、その他 m³
木製品 m³
内訳：製材品 m³、チップ m³、その他 m³
- 4 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況(別添のとおり)
- 5 分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理の方針(別添の事例1-2、2-2、3-2を参照)
- 6 その他

注)・上記1で認定を受けようとする証明に○(両方の場合は両方に○)を囲んでください。

・上記6その他には、資格(ISO、JAS等)を持っていれば記入してください。

様式1のイ(1)

事業者認定申請書(継続)

年 月 日

大分県木材協同組合連合会

代表理事

殿

(申請者)

事業者の所在地

事業者の名称

代表者の氏名

印

電話番号

認定番号

大木連合法第 号

大木連発電第 号

貴団体の認定を得て木材・木製品の合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明を継続して行いたいので、「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 認定を受けようとする証明 () 合法性・持続可能性の証明
() 発電利用に供する木質バイオマスの証明
- 2 創業年、従業員数 年、 人
- 3 取り扱う木材(原木)・木製品の主要品目、年間取扱量
 - ① 木材(原木) m³
内訳: 杉 m³、 桧 m³、 その他 m³
 - ② 木製品 m³
内訳: 製材品 m³、 チップ m³、 その他 m³
- 4 過去3年間の木材(原木)・木製品の取扱実績量
 - ① 合法木材 m³
 - ② 木質バイオマス m³
- 5 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況(別添のとおり)
- 6 分別管理及び書類管理の方針(別添の事例1-1、2-1、3-1を参照)
- 7 その他

注)・上記1で認定を受けようとする証明に○(両方の場合は両方に○)を囲んでください。

・上記7その他には、資格(ISO、JAS等)を持っていれば記入してください。

様式1のイ(2)

事業者認定申請書(継続・追加)

年 月 日

大分県木材協同組合連合会
代表理事

殿

(申請者)
事業者の所在地
事業者の名称
代表者の氏名 印
電話番号
認定番号 大木連合法第 号
大木連発電第 号

貴団体の認定を得て木材・木製品の合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明を継続して行いたいので、「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

今回の申請には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

- 1 認定を受けようとする証明 () 合法性・持続可能性の証明
() 発電利用に供する木質バイオマスの証明
- 2 創業年、従業員数 年、 人
- 3 取り扱う木材(原木)・木製品の主要品目、年間取扱量
 - ③ 木材(原木) m³
内訳：杉 m³、桧 m³、その他 m³
 - ④ 木製品 m³
内訳：製材品 m³、チップ m³、その他 m³
- 4 過去3年間の木材(原木)・木製品の取扱実績量
 - ①合法木材 m³ ②木質バイオマス m³
- 5 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況(別添のとおり)
- 6 分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理の方針(別添の事例1-2、2-2、3-2を参照)
- 7 その他

注)・上記1で認定を受けようとする証明に○(両方の場合は両方に○)を囲んでください。

・上記7その他には、資格(ISO、JAS等)を持っていれば記入してください。

様式2 (1)

事業者認定書

年 月 日

殿

大分県木材協同組合連合会
代表理事

年 月 日付けで申請のありました事業者認定申請について、当団体の「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」に基づき、下記のとおり認定します。

記

認定する証明 () 合法性・持続可能性の証明
() 発電利用に供する木質バイオマスの証明

団体認定番号 大木連合法第 号
大木連発電第 号

事業者の所在地

事業者の名称

代表者の氏名

認定の有効期間 年 月 日～ 年 月 日

注) 申請内容に変更があった場合は届け出て下さい。

事業者認定書

年 月 日

殿

大分県木材協同組合連合会
代表理事

年 月 日付けで申請のありました事業者認定申請について、当団体の「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」に基づき、下記のとおり認定します。

今回の申請には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

認定する証明 () 合法性・持続可能性の証明
() 発電利用に供する木質バイオマスの証明

団体認定番号 大木連合法第 号
大木連発電第 号

事業者の所在地

事業者の名称

代表者の氏名

認定の有効期間 年 月 日～ 年 月 日

注) 申請内容に変更があった場合は届け出て下さい。

事業者認定書記載事項変更届

年 月 日

大分県木材協同組合連合会
代表理事 殿

(新) 事業者の所在地
(新) 事業者の名称
(新) 代表者の氏名
団体認定番号

印

年 月 日付けで認定のありました事業者認定書（合法性・持続可能性の証明、発電利用に供する木質バイオマスの証明）について、下記のとおり記載事項に変更がありましたので届け出ます。

認定の有効期間 年 月 日～ 年 月 日

- 記
- 1 (旧) 事業者の所在地
(新) 事業者の所在地
 - 2 (旧) 事業者の名称
(新) 事業者の名称
 - 3 (旧) 代表者の氏名
(新) 代表者の氏名
 - 4 (旧) 取扱責任者の氏名
(新) 取扱責任者の氏名
※（取扱責任者を変更した場合は、「分別管理及び書類管理方針書」又は「分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理の方針」の変更を添付して下さい。）
 - 5 変更後の認定書の再交付希望の有無（有・無）
※（有）の場合は、認定書再交付手数料（別記1④）が必要となります。

注) 上記項目の変更があった箇所のみを記載してください。

合法木材及び 発電利用に供する木質バイオマスの証明書

番号
年 月 日

殿

事業者の所在地
事業者の名称
代表者の氏名
団体認定番号

印

下記の物件が、以下の項目に該当し、適切に分別管理されていることを証明します。

- 1 全て「木材・木製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき証明された木材のみを原料としていること。
- 2 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく間伐材等由来の木質バイオマスであること。
- 3 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく一般木質バイオマスであること。

記

(1) 樹種

(2) 品目 (※1)

(3) 数量 (※2)

(4) GHG関連情報 (GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合)

①原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分		構成比	備考
	トラック積載量	輸送距離		
林地残材等				
その他伐採木				

②加工区分

- チップ加工
- ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）
- ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）

③製品輸送区分

- トラック最大積載量：4t 車以上 10t 車以上 20t 車以上
- 輸送距離：10km以下 20km以下 30km以下 40km以下 50km以下
- 100km以下 150km以下 200km以下 300km以下

※ GHG関連情報の内容については必要に応じて加除する（例えば、製品輸送を行わない場合は「製品輸送区分」の項目は不要）。

(5) その他必要事項

- 注) ・上記1～3の項目に○で明記すること
- ・本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報（団体認定番号、合法木材である等）を追加記載することで証明書とすることも可能です。
 - ・※1は、丸太、製材品、合板、集成材、チップ等を記述して下さい。
 - ・※2は、商取引上の単位（m³、本、t、kg、枚など）にて記述して下さい。
 - ・持続可能性を証明する場合は、(5)に持続可能性に係る記述をして下さい。

様式6

合法木材及び

発電利用に供する木質バイオマス証明書に係る取扱実績報告

年 月 日

大分県木材協同組合連合会
代表理事 殿

事業者の所在地
事業者の名称
代表者の氏名
団体認定番号

印

「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第八の規定」に基づき、別紙のとおり合法木材及び発電利用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱実績を報告します。

別紙

1 期 間	年 4 月 1 日～ 年 3 月 3 1 日	
2 木材・木材製品の取扱量（総量）	原木(原料)入荷量 (m ³ 、 t) 製材品等入荷量 (m ³ 、 t) チップ等入荷量 (m ³ 、 t)	原木(原料)出荷量 (m ³ 、 t) 製材品等出荷量 (m ³ 、 t) チップ等出荷量 (m ³ 、 t)
3 2のうち、合法性ガイドラインに基づく合法木材であると証明されたもの	原木(原料)入荷量 (m ³ 、 t) 製材品等入荷量 (m ³ 、 t) チップ等入荷量 (m ³ 、 t)	原木(原料)出荷量 (m ³ 、 t) 製材品等出荷量 (m ³ 、 t) チップ等出荷量 (m ³ 、 t)
4-(1) 2のうち、発電用ガイドラインに基づく間伐材等由来のバイオマスであると証明されたもの	原木(原料)入荷量 (m ³ 、 t) チップ等入荷量 (m ³ 、 t)	原木(原料)出荷量 (m ³ 、 t) チップ等出荷量 (m ³ 、 t)
4-(2) うち、GHG 関連情報を伴うもの	原木(原料)入荷量 (m ³ 、 t) チップ等入荷量 (m ³ 、 t)	原木(原料)出荷量 (m ³ 、 t) チップ等出荷量 (m ³ 、 t)
5-(1) 2のうち、一般木質バイオマスであると証明されたもの	原木(原料)入荷量 (m ³ 、 t) チップ等入荷量 (m ³ 、 t)	原木(原料)出荷量 (m ³ 、 t) チップ等出荷量 (m ³ 、 t)
5-(2) うち、GHG 関連情報を伴うもの	原木(原料)入荷量 (m ³ 、 t) チップ等入荷量 (m ³ 、 t)	原木(原料)出荷量 (m ³ 、 t) チップ等出荷量 (m ³ 、 t)

注) ・製材品等には集成材、合板等を含む。
 ・チップ等とはチップ、製材端材、おがくず、樹皮等をいう。
 ・チップの換算率は針葉樹 1 t=2.2 m³ 広葉樹 1 t=1.7 m³とする。

認定事業者の認定取消通知書

番号

年 月 日

殿

大分県木材協同組合連合会
代表理事

貴事業者については、年 月 日付けで認定事業者として認定しましたが、「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定要領」第十の規定により、年 月 日でその認定を取り消したので通知します。

記

- 1 団体認定番号
- 2 事業者の名称
- 3 代表者の氏名
- 4 事業者の所在地
- 5 取消の理由

【事例1－1：素材生産及び素材流通業者用】

分別管理及び書類管理方針書

事業者名 _____ 印
年 月 日 作成

本方針書は、大分県木材協同組合連合会が作成した「違法伐採対策に関する自主的行動規範」（平成18年7月21日）及び「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成25年2月1日）」を受け、木材・木材製品の合法性・持続可能性（以下「合法木材という。」）及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを証明する木材等の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社において、原木等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理責任者）

- ・分別管理を適切に行うため、_____を分別管理責任者として定める。
- ・分別管理責任者は、合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・原木等の出荷に当たっては、合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、証明書を添付するか、或いは納品書に証明に必要な情報を記載する。
- ・原木の入荷に当たっては、納品書等により合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・原木の保管に当たっては、合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

〈分別管理場所を自社で有していない場合〉

合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いにかつ、それ以外の木材が混在しないよう伐採林地等において分別管理をする。

（書類管理）

- ・分別管理責任者は、合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材について、それぞれに係る原木等の取扱量を実績報告として取りまとめる。
- ・合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。 以上

【事例1－2：素材生産及び素材流通業者用】

分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理方針書

事業者名 _____ 印
年 月 日 作成

本方針書は、大分県木材協同組合連合会が作成した「違法伐採対策に関する自主的行動規範」（平成18年7月21日）及び「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（令和6年 月 日）」を受け、木材・木材製品の合法性・持続可能性（以下「合法木材という。」）及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを証明する木材等の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。また、併せて、GHG関連情報の収集・管理・伝達（以下、「GHG関連情報の管理等」という）の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社において、原木等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理・GHG関連情報管理等責任者）

- ・分別管理、GHG関連情報の管理等を適切に行うため、_____を分別管理・GHG関連情報管理等責任者として定める。
- ・分別管理・GHG関連情報管理等責任者は、発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理、GHG関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・原木等の出荷に当たっては、合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、証明書を添付するか、或いは納品書に証明に必要な情報を記載する。
- ・原木の入荷に当たっては、納品書等により合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・原木の保管に当たっては、合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

〈分別管理場所を自社で有していない場合〉

合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互にかつ、それ以外の木材が混在しないよう伐採林地等において分別管理をする。

（GHG関連情報の管理等の実施）

- ・原木等の入荷がある場合は、入荷時にGHG関連情報の有無を確認し、GHG関連情報がある場合は、GHG関連情報を適切に収集・管理・伝達できることについての認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。
- ・GHG関連情報がある場合は、当該情報の内容（原料区分、輸送のトラック最大積

載量、輸送距離等)に応じた分別管理等により、入荷から出荷までGHG関連情報を適切に管理する。

- ・ 出荷する木質バイオマスに係るGHG関連情報を整理し、納入ごとに書面（電子媒体も可）により伝達する（由来証明と同時に伝達することを原則とする）。
- ・ 入出荷及び在庫に係るGHG関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を5年間保存する。

（書類管理）

- ・ 分別管理・GHG関連情報管理等責任者は、合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材について、それぞれに係る原木等の取扱量を実績報告（GHG関連情報を伴うものの数量を含む。）として取りまとめる。
- ・ 合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報（GHG関連情報を伴うものの情報を含む。）が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。 以上

【事例 2 - 1 : 製材・加工事業者用】

分別管理及び書類管理方針書

事業者名 _____ 印 _____
年 月 日 作成

本方針書は、大分県木材協同組合連合会が作成した「違法伐採対策に関する自主的行動規範」(平成18年7月21日)及び「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(平成25年2月1日)」を受け、木材・木材製品の合法性・持続可能性(以下「合法木材という。')及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを証明する木材等の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、当社において、原木及び当該原木を原料として製造する製材品及びチップ等の取扱いに当たって適用する。

(分別管理責任者)

- ・分別管理を適切に行うため、_____を分別管理責任者として定める。
- ・分別管理責任者は、合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・原木の入荷に当たっては、納品書等により合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・原木の保管に当たっては、合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・製材・チップ等加工に当たっては、合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・製材品・チップ等の出荷に当たっては、合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであること確認の上、証明書を添付するか、或いは納品書に証明に必要な情報を記載する。
- ・製材品・チップ等の保管に当たっては、合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造した製材品等と、それ以外の木材を原料として製造した製材品等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(書類管理)

- ・分別管理責任者は、合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材について、それぞれに係る原木消費量及び製品・チップ等の生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。 以上

【事例 2 - 2 : 製材・加工事業者用】

分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理方針書

事業者名 _____ 印 _____
年 月 日 作成

本方針書は、大分県木材協同組合連合会が作成した「違法伐採対策に関する自主的行動規範」(平成18年7月21日)及び「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(平成25年2月1日)」を受け、木材・木材製品の合法性・持続可能性(以下「合法木材という。’)及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを証明する木材等の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。また、併せて、GHG関連情報の収集・管理・伝達(以下、「GHG関連情報の管理等」という)の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、当社において、原木及び当該原木を原料として製造する製材品及びチップ等の取扱いに当たって適用する。

(分別管理・GHG 関連情報管理等責任者)

- ・分別管理、GHG関連情報の管理等を適切に行うため、_____を分別管理・GHG関連情報管理等責任者として定める。
- ・分別管理・GHG関連情報管理等責任者は、合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理、GHG関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・原木の入荷に当たっては、納品書等により合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・原木の保管に当たっては、合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・製材・チップ等加工に当たっては、合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・製材品・チップ等の出荷に当たっては、合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであること確認の上、証明書を添付するか、或いは納品書に証明に必要な情報を記載する。
- ・製材品・チップ等の保管に当たっては、合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造した製材品等と、それ以外の木材を原料として製造した製材品等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(GHG関連情報の管理等の実施)

- ・原料等の入荷がある場合は、入荷時にGHG関連情報の有無を確認し、GHG関連情報が

ある場合は、GHG関連情報を適切に収集・管理・伝達できることについての認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。

- GHG関連情報がある場合は、当該情報の内容（原料区分、輸送のトラック最大積載量、輸送距離等）に応じた分別管理等により、入荷から出荷までGHG関連情報を適切に管理する。
- 出荷する木質バイオマスに係るGHG関連情報を整理し、納入ごとに書面（電子媒体も可）により伝達する（由来証明と同時に伝達することを原則とする）。
- 入出荷及び在庫に係るGHG関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を5年間保存する。

（書類管理）

- 分別管理責任者は、合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材について、それぞれに係る原木消費量及び製品・チップ等の生産量を実績報告（GHG 関連情報を伴うものの数量を含む。）として取りまとめる。
- 合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報（GHG 関連情報を伴うものの情報を含む。）が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。 以上

【事例3-1：製品等流通業者用】

分別管理及び書類管理方針書

事業者名 _____ 印
年 月 日 作成

本方針書は、大分県木材協同組合連合会が作成した「違法伐採対策に関する自主的行動規範」（平成18年7月21日）及び「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成25年2月1日）」を受け、木材・木材製品の合法性・持続可能性（以下「合法木材という。」）及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを証明する木材等の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社において取り扱う製材品及びチップ等に適用する。

（分別管理責任者）

- ・分別管理を適切に行うため、_____を分別管理責任者として定める。
- ・分別管理責任者は、合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・製材品及びチップ等の入荷に当たっては、納品書等により合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・製材品及びチップ等の保管に当たっては、合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・製材品・チップ等の出荷に当たっては、合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであること確認の上、証明書を添付するか、或いは納品書に証明に必要な情報を記載する。

（書類管理）

- ・分別管理責任者は、合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材について、それぞれに係る製材品等の取扱量を実績報告として取りまとめる。
- ・合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。以上

【事例3-2：製品等流通業者用】

分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理方針書

事業者名 _____ 印
年 月 日 作成

本方針書は、大分県木材協同組合連合会が作成した「違法伐採対策に関する自主的行動規範」(平成18年7月21日)及び「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(平成25年2月1日)」を受け、木材・木材製品の合法性・持続可能性(以下「合法木材という。’)及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを証明する木材等の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。また、併せて、GHG関連情報の収集・管理・伝達(以下、「GHG関連情報の管理等」という)の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、当社において取り扱う製材品及びチップ等に適用する。

(分別管理・GHG関連情報管理等責任者)

- ・分別管理、GHG関連情報の管理等を適切に行うため、_____を分別管理・GHG関連情報管理等責任者として定める。
- ・分別管理・GHG関連情報管理等責任者は、合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理、GHG関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・製材品及びチップ等の入荷に当たっては、納品書等により合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・製材品及びチップ等の保管に当たっては、合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・製材品・チップ等の出荷に当たっては、合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであること確認の上、証明書を添付するか、或いは納品書に証明に必要な情報を記載する。

(GHG関連情報の管理等の実施)

- ・製材品及びチップ等の入荷がある場合は、入荷時にGHG関連情報の有無を確認し、GHG関連情報がある場合は、GHG関連情報を適切に収集・管理・伝達できることについての認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。
- ・GHG関連情報がある場合は、当該情報の内容(原料区分、輸送のトラック最大積載量、輸送距離等)に応じた分別管理等により、入荷から出荷までGHG関連情報を適切に管理する。
- ・出荷する木質バイオマスに係るGHG関連情報を整理し、納入ごとに書面(電子媒体

も可)により伝達する(由来証明と同時に伝達することを原則とする)。

- 入出荷及び在庫に係るGHG関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を5年間保存する。

(書類管理)

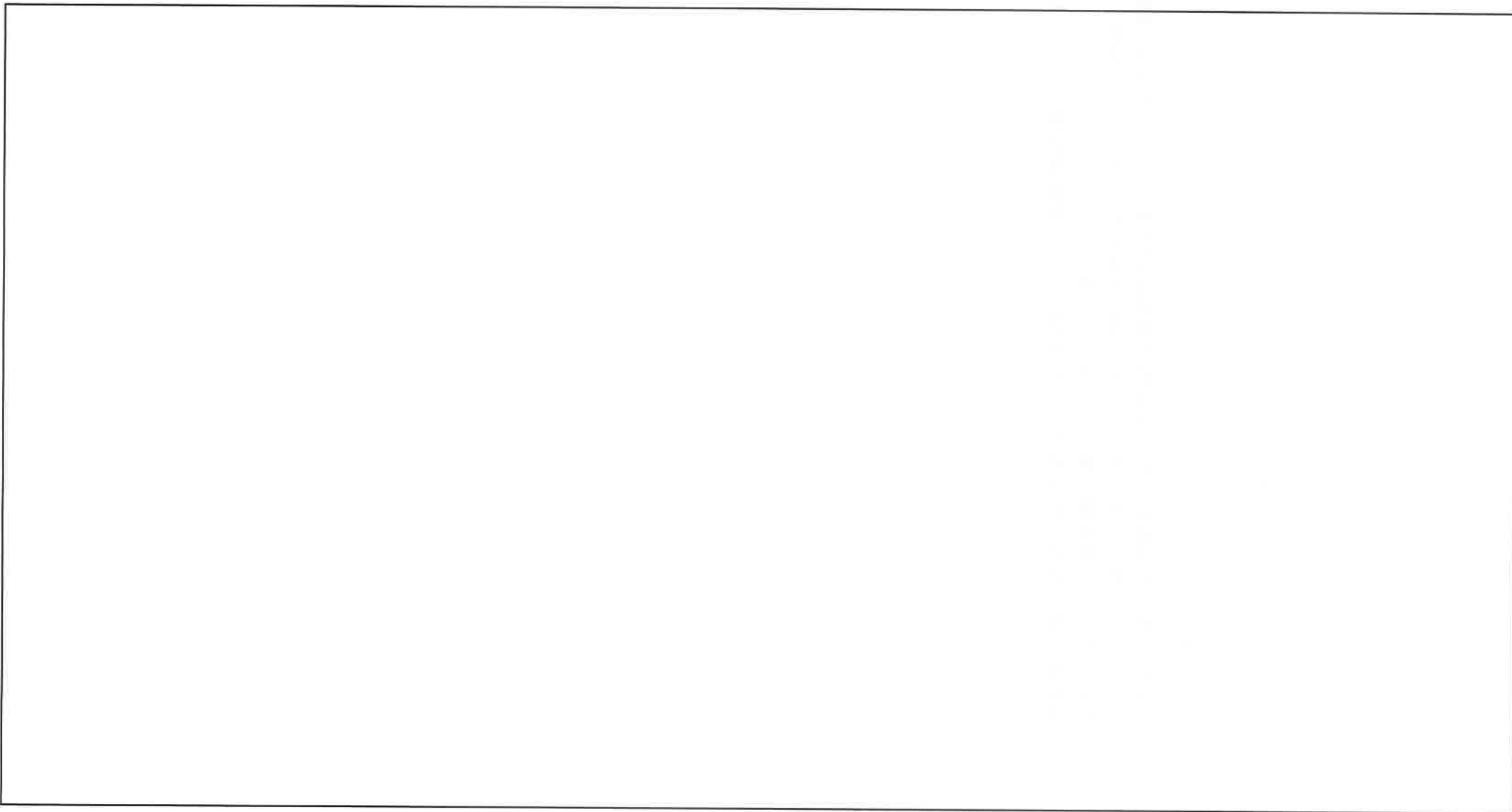
- 分別管理・GHG 関連情報管理等責任者は、合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材について、それぞれに係る製材品等の取扱量を実績報告(GHG 関連情報を伴うものの数量を含む。)として取りまとめる。
- 合法木材及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報(GHG 関連情報を伴うものの情報を含む。)が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。以上

建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況

会社名

全敷地面積

m²



(記載例)

建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況

会社名

全敷地面積

m²

